

# 外国人 雇用の 基礎知識

外国人材の受け入れを  
検討されている  
企業・事業所の  
みなさまへ

- 1 就労と在留資格
- 2 技能実習制度
- 3 技能実習生の受け入れの流れ
- 4 特定技能
- 5 1号特定技能外国人の支援計画
- 6 特定技能 特定産業分野
- 7 特定技能に関する問い合わせ先
- 8 技能実習と特定技能の制度比較
- 9 専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用
- 10 労働・社会保険関係法令の適用
- 11 相談窓口一覧

2022年3月

島根県商工労働部雇用政策課

外国人材雇用情報提供窓口

TEL0852-22-6634



# 1 就労と在留資格

日本に在留する外国人には、「出入国管理及び難民認定法」により在留して行うことのできる活動や在留できる身分、地位が定められております。したがって誰もが就労できるわけではなく、以下の「在留資格」の範囲での活動が認められています。

## ●特定された就労活動が認められる在留資格

令和3年8月現在

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	ポイント制による高度人材 （「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えられる）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
技能実習	技能実習生

## ●就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生で日本語能力試験N1レベル等

## ●就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、資格外活動許可を受けた場合は就労が認められる場合があります。留学生をアルバイトとして雇う場合など資格外活動許可を受けているかどうかを確認する必要があります。

## ●身分または地位に基づく在留資格（就労に制限がない）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

※詳しくは法務省出入国在留管理庁HPをご覧ください。

## 2 技能実習制度

～技能実習の適正な実施及び  
技能実習生の保護を図ることが必要です～

### ○技能実習制度とは

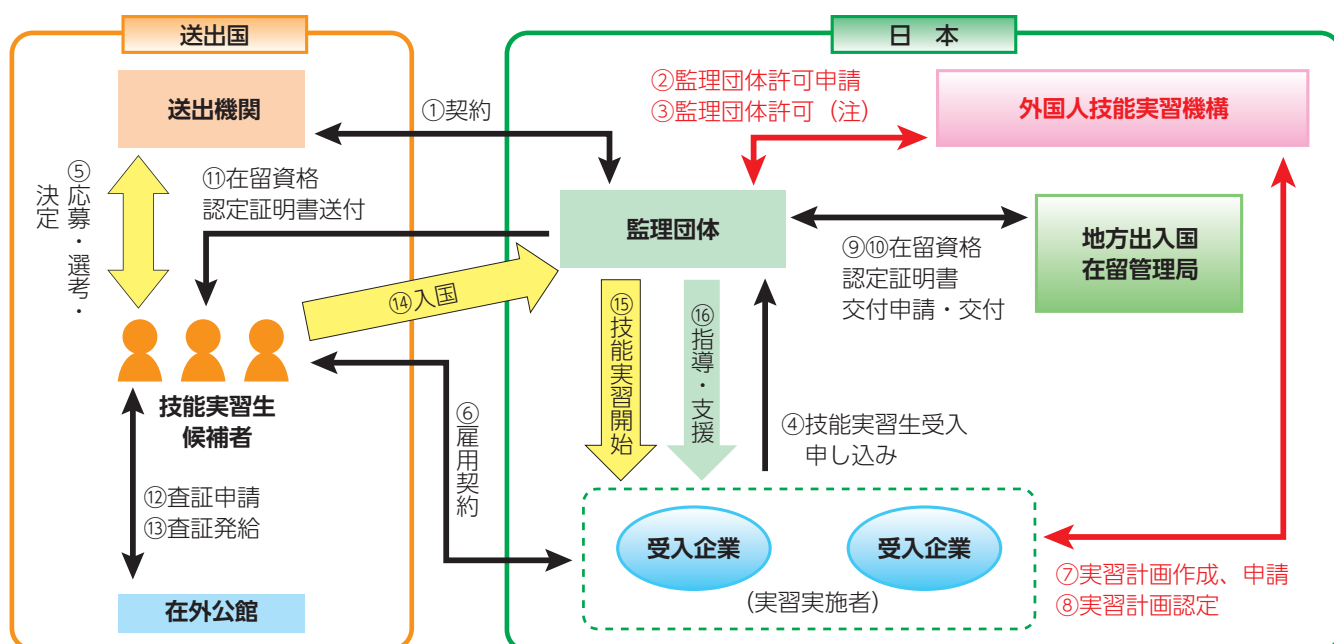
技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度（平成5年に制度創設）です。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されております。

## 技能実習制度の仕組み (技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ)

### 【団体監理型】

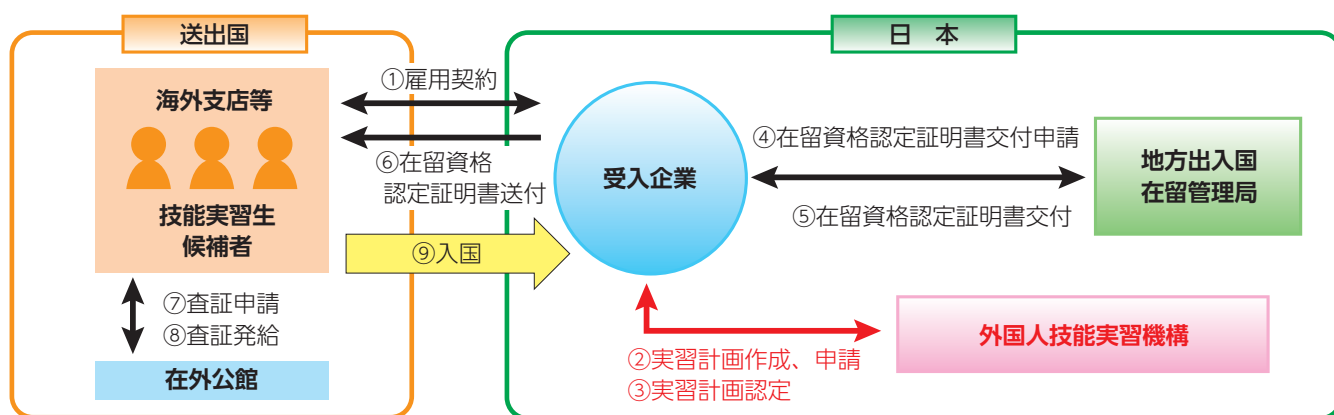
非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



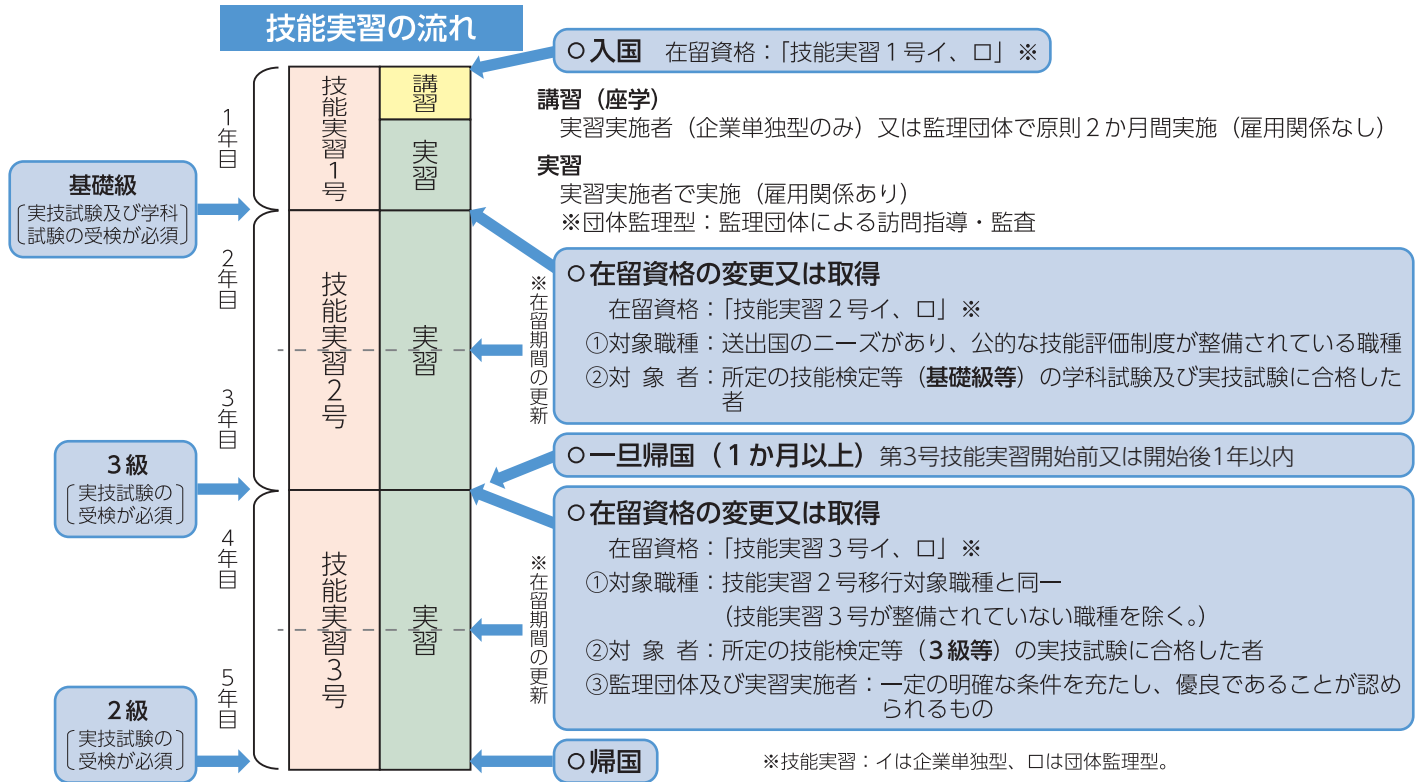
注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）が団体を許可

### 【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



# 3 技能実習生の受入れの流れ



## (県内の監理団体一覧)

一般監理事業 (最長5年となる技能実習3号までの受け入れが可能)

2022年2月15日現在

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
エーネット協同組合 ※	出雲市中野町268-16	0853-24-2720	中国、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナム	耕種農業、畜産農業、型枠施工、建設機械施工、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造、そう菜製造業、婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、機械保全、塗装
協同組合インディペンデンス ※	出雲市塩冶町1711-11	0853-23-2510	中国、カンボジア、ベトナム	鉄筋施工、とび、左官、内装仕上げ施工、防水施工、建設機械施工、牛豚食肉処理加工業、そう菜製造業、婦人子供服製造、機械加工、プラスチック成形、塗装
協同組合島根県企業交流センター ※	出雲市塩冶有原町1-53-2	0853-24-7111	中国、カンボジア、ミャンマー	婦人子供服製造、電子機器組立て
協同組合ボナンザ ※	雲南市三刀屋町三刀屋1055	0854-45-5870	ベトナム	婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造
島根県スポーツウェア製販協同組合 ※	大田市大田町大田イ160-2	0854-82-7302	中国、ミャンマー、ベトナム	婦人子供服製造
島根県繊維工業協同組合 ※	出雲市天神町664	0853-30-6040	中国、ベトナム	建築大工、婦人子供服製造
島根県中央アパレル協同組合 ※	雲南市掛合町掛合2012-18	0854-62-0106	中国、ベトナム	非加熱性水産加工食品製造業、婦人子供服製造、紳士服製造
西日本セイエイ工業協同組合	江津市有福温泉町505-3	0855-56-3088	中国	非加熱性水産加工食品製造業、婦人子供服製造

特定監理事業 (最長3年となる技能実習2号までの受け入れが可能)

2022年2月15日現在

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井776-17	08514-2-1333	インドネシア、フィリピン	漁船漁業
漁業協同組合JFしまね	松江市御手船場町575	0852-21-0001	インドネシア	漁船漁業
島根中央産業振興協同組合 ※	浜田市港町285-2	0855-22-8297	中国、カンボジア、ベトナム	加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、そう菜製造業
浜田商工会議所	浜田市殿町124-2	0855-22-3025	中国、ベトナム	加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、そう菜製造業
平田商工会議所	出雲市平田町2280-1	0853-63-3211	中国	鋳造

出典: 外国人技能実習機構HP 監理団体検索 ([http://www.otit.go.jp/search\\_kanri/](http://www.otit.go.jp/search_kanri/))

※印の協同組合につきましては、島根県中小企業団体中央会 (TEL: 0852-21-4809) にお問い合わせいただくことも可能です。

●県外の監理団体を利用することも可能です。県外の監理団体については、外国人技能実習機構HPでご確認ください。

# 4 特定技能 ～新たな外国人材の受け入れ制度～ 2019年4月1日からスタート

この制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

## 特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

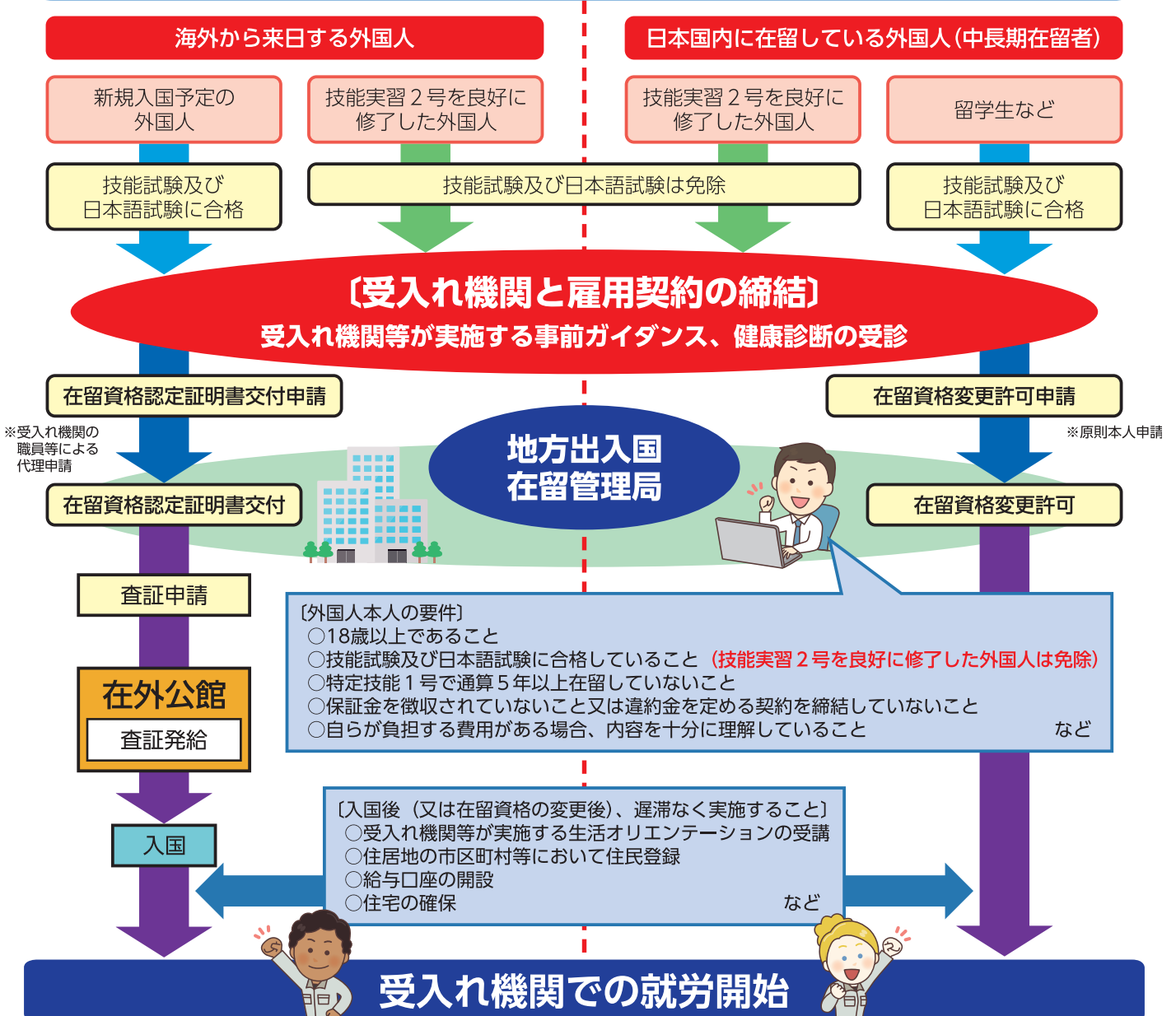
- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認 (**技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除**)
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (**技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除**)
- 家族の帯同：基本的に認められない ○受け入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新 ○技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要 ○**家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

※特定産業分野（14分野）：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（特定技能2号は朱書の2分野のみ受け入れ可）

### 1号特定技能外国人の受け入れ手続の概要



技能実習2号の職種・作業が特定技能1号の分野（業務区分）と適合しなければ、特定技能に移ることはできません。詳しくは、法務省のHPをご覧ください。

# 5 1号特定技能外国人の支援計画

○ 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、この計画に基づき支援を行わなければなりません。

※特定技能2号については、支援義務がありません。

## ■ 支援計画の作成

・受入れ機関は、在留申請（※）に当たり、支援計画を作成し、申請の際にその他の申請書類と併せて提出しなければなりません。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

## ■ 支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（下図）の実施内容・方法等

・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等

・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等

・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

### ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



### ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



### ⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



## ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができます（支援委託契約を締結）。

・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされます。

・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

## 島根県の登録支援機関

2022年2月21日現在

氏名又は名称	郵便番号	住所	電話番号	相談に応じる体制の概要 (対応可能言語)
株式会社プロテクト	690-0887	松江市殿町517-104	0852-59-5266	英語、ベトナム語
株式会社ヒューマンサポートジャパン	699-3161	江津市波子町イ1255-230 シーサイド波子2号室	0855-52-7521	ベトナム語
島根中央産業振興協同組合	697-0052	浜田市港町285番地2	0855-22-8297	英語、ベトナム語、カンボジア語
エーネット協同組合	693-0062	出雲市中野町268-16	0853-24-2720	中国語、ベトナム語
浜田商工会議所	697-0027	浜田市殿町124-2	0855-22-3025	ベトナム語、中国語
一般社団法人日本・山陰国際サポートセンター	690-0016	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 南館2階 シェアードオフィスNo.4	080-2388-1736	中国語、ベトナム語、タガログ語、英語
海士町漁業協同組合	684-0404	隠岐郡海士町大字福井776番地17	08514-2-1333	インドネシア語、英語
株式会社ヘザーケア・ジャパン	690-0044	松江市浜乃木六丁目17番25号	0852-69-1201	英語、タガログ語
株式会社JAYAインドネシア	690-0055	松江市津田町305番地	0852-67-2803	インドネシア語、クメール語
岩見良（岩見良行政書士事務所）	692-0011	安来市安来町1133番地3	0854-22-2558	ポルトガル語、中国語、ベトナム語
島根県中央アパレル協同組合	690-2701	雲南市掛合町掛合2012番地18	0854-62-0106	ベトナム語

# 6 特定技能 特定産業分野

## 特定産業分野及び業務区分一覧

分 野	受入れ見込数 (5年間の 最大値)	2 人材基準		3 その他重要事項		
		技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態	
厚 労 省	介 護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外  〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・建築物内部の清掃  〔1業務区分〕	直接
経 産 省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・鋳造 ・機械加工 ・めっき ・機械検査 ・溶接 ・鍛造 ・金属プレス加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・機械保全 ・ダイカスト ・工場板金 ・仕上げ ・塗装  〔13業務区分〕	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・鋳造 ・機械加工 ・工場板金 ・機械検査 ・電気機器組立て ・塗装 ・鍛造 ・金属プレス加工 ・めっき ・機械保全 ・プリント配線板製造 ・溶接 ・ダイカスト ・鉄工 ・仕上げ ・電子機器組立て ・プラスチック成形 ・工業包装  〔18業務区分〕	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・プラスチック成形 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・電気機器組立て ・塗装 ・工場板金 ・機械保全 ・プリント配線板製造 ・溶接  〔13業務区分〕	直接
国 交 省	建 設	40,000人	建設分野特定技能1号 評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・型枠施工 ・建設機械施工 ・鉄筋施工 ・とび ・保温保冷 ・左官 ・土工 ・鉄筋継手 ・建築大工 ・吹付ウレタン断熱 ・コンクリート圧送 ・屋根ふき ・内装仕上げ ・配管 ・海洋土工 ・トンネル推進工 ・電気通信 ・表装 ・建築板金  〔19業務区分〕	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特 定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て  〔6業務区分〕	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技 能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備  〔1業務区分〕	直接
	航 空	2,200人	特定技能評価試験（航 空分野：空港グランド ハンドリング、航空機 整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）  〔2業務区分〕	直接
	宿 泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿 泊サービスの提供  〔1業務区分〕	直接
農 水 省	農 業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産 農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）  〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁 業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動 植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産 動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）  〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲 食 料 品 製 造 業	34,000人	飲食品製造業特定技 能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・飲食品製造業全般（飲食品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）  〔1業務区分〕	直接
	外 食 業	53,000人	外食業特定技能1号技 能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）  〔1業務区分〕	直接

# 7 特定技能に関する問い合わせ先

分野所管  
行政機関

## 14の特定産業分野に関する問合せ先についてはこちら

特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先 ( ) 内は内線
1 介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2844)
2 ビルクリーニング		医業・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111 (2432)
3 素形材産業	経産省 (経済3分野)	製造3分野企業向け特定技能外国人材制度相談窓口	03-5909-8762 03-5909-8746
4 産業機械製造業			
5 電気・電子情報関連産業			
6 建設	国交省	不動産・建設経済局国際市場課	03-5253-8121
7 造船・船用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
8 自動車整備		自動車局	03-5253-8111 (42426, 42414)
9 航空		航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課(空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室(航空機整備関係)	03-5253-8111 ① 49124 ② 50125
10 宿泊		観光庁観光人材政策室	03-5253-8367
11 農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2162
12 漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
13 飲食料品製造業		大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	03-6744-2397
14 外食業		大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	03-6744-7177

## 特定技能に関するサイトはこちら

出入国在留  
管理庁

- 特定技能外国人の雇用に関するサイト  
 出入国在留管理庁HP>新たな外国人材>特定技能制度：メニュー (MENU) >外国人の雇用を希望する企業・団体・個人の方  
 制度説明資料、試験情報、各国別の情報、特定技能分野別情報 (リンク集)、特定技能ガイドブック等の情報が掲載されています。  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06\\_00103.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00103.html)



- 特定技能ガイドブック (事業者の方へ)  
 事業者の方向けに制度概要や雇用の流れ、申請必要書類、Q&Aなどが掲載されています。  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

- 特定技能総合支援サイト (事業者の方向け)  
 マッチングイベントの情報などが掲載されており、参加することもできます。  
<https://www.ssw.go.jp/>





## 8

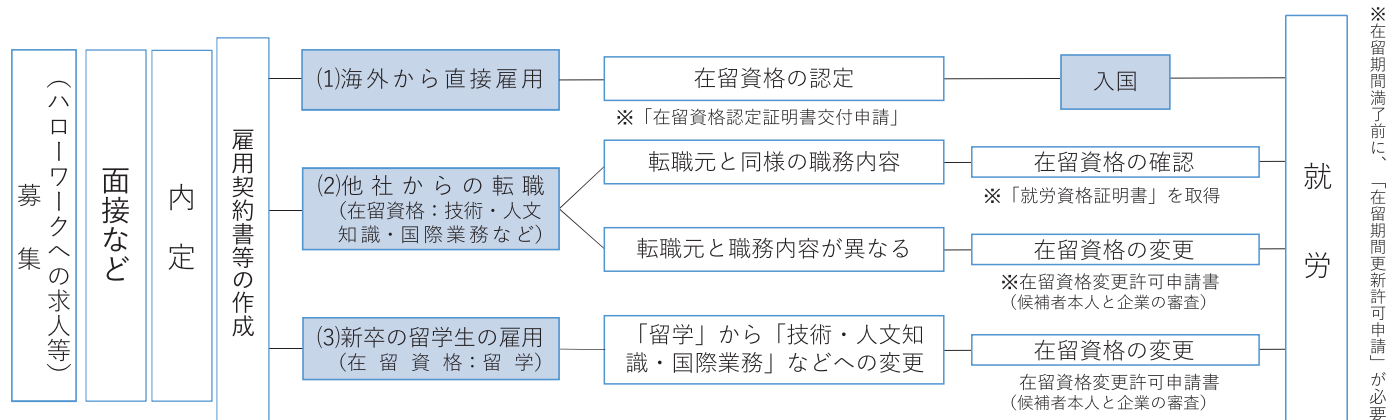
## 技能実習と特定技能の制度比較

## 技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N 4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 <b>（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）</b>
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

# 9 専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用

外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」などで雇用する際の主な流れは以下のとおりです。



## ① 就労可能な在留資格が認定されるかどうかを確認

外国人を雇用しても、就労可能な在留資格が認定されなければ働くことはできません。通常、社員として外国人を雇用する場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するケースが多くなりますが、この在留資格が認められるためには、採用したい外国人が大学や専門学校で学んだ専攻（又は一定期間以上の職歴）と自社の業務内容に関連性があることが必要となります。

採用したい外国人がいる場合は、あらかじめ本人の卒業証明書や成績証明書、過去の勤務先の在職証明書などの資料と、自社の業務内容などが分かる資料を準備し、地方出入国在留管理局に相談しましょう。

## ② 採用手続き（面接など、内定）、雇用契約書の作成

採用は、自社で定める手続きにより行うこととなりますが、特に外国人については本人が所持する「在留カード」を確認し、不法滞在者や不法就労を行った者を採用することがないように注意してください。また、雇用契約書の作成の際には、後のトラブルを防ぐため、「この雇用契約は日本で就労可能な在留資格の許可及び在留期間の更新を条件として効力を有する」と追記しておくことをお勧めします。

## ③ 在留資格認定証明書等の交付申請

外国人を雇用する場合、以下の3パターンで申請内容が異なります。

### （1）海外在住の外国人を直接雇用するとき

本人の入国前に、雇用する企業が地方出入国在留管理局に対し「在留資格認定証明書交付申請」を行い、証明書が発行されたら外国にいる本人に送付します。

### （2）日本の別の会社で働いている外国人を中途採用するとき

本人がすでに持っている在留資格のまま、自社で雇用できるかどうかを確認するには、本人又は企業が「就労資格証明書交付申請」を行います。

### （3）日本の大学や専門学校を卒業見込みの留学生を雇用するとき

留学生が持つ在留資格「留学」は、「就労不可」であるため、就労可能な資格に変更するための手続き「在留資格変更許可申請」を行います。

なお、在留資格の審査は、通常1か月から3か月程度要します。本人が入国（又は採用）するタイミングを踏まえ、適切な時期に申請を行ってください。

## ④ 雇用スタート

以上の手続きが終了した後、雇用開始となります。雇用後は、以下の点に留意してください。

- ① 外国人を雇用した場合、ハローワークへの届出が必要です。
- ② 外国人は、日本人と異なり、担当業務に制限があります。「技術・人文知識・国際業務」の資格で就労している者に単純労働をさせると不法就労になります。
- ③ 在留期間内でのみ就労が可能のため、在留期間後も引き続き雇用する場合は、期間満了前に「在留期間更新許可申請」が必要です。

# 10 労働・社会保険関係法令の適用

外国人労働者（外国人技能実習生も含まれます。）には、日本人労働者と同様の権利が保障されており、原則として労働関係法令が適用されます。また、健康保険、厚生年金保険も、適用事業所に常時雇用される場合は国籍にかかわらず被保険者になります。

## (1) 税について

- ①**所得税** 給与等を支払う都度、税額を算出して源泉徴収し、翌月に税務署に納入します。また、年末には年間税額を精算（年末調整）します。
- ②**住民税** 前年中に支払われた給与等に対して課税されますので、翌年6月以降の毎月の給与等から差し引いて各市町村に納入します。

## (2) 労働・社会保険関係について

### ①労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法令

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、男女雇用機会均等法）が適用されます。なお、外国人労働者は、必ずしも日本語が堪能であるとは限らないことから、採用にあたっては現地国語による雇用契約書を作成したり、就業規則を現地国語に翻訳して渡すなどの配慮が必要です。

### ②最低賃金

最低賃金法に基づく地域別最低賃金（特定最低賃金が適用される事業所は特定最低賃金と比較して高い方の賃金）以上の賃金を支払うことが必要です。

### ③労災保険・雇用保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、農林水産の事業の一部を除き、労働者（外国人も含まれます）を一人でも雇っていれば適用されます。ただし、留学生については、学業が本分であることから、日本人学生と同様に原則として雇用保険の被保険者にはなりません。

### ④健康保険、国民健康保険

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。健康保険の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民健康保険に加入することになります。

### ⑤厚生年金保険、国民年金

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。厚生年金の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民年金の被保険者となります。

なお、外国人本人が国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、帰国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内であれば脱退一時金を請求することができます。

### ⑥介護保険

40歳から64歳までの健康保険、国民健康保険の加入者は、日本に在住する以上相互扶助の観点から外国人労働者であっても日本人同様に介護保険の被保険者になります。

## (3) その他、外国人労働者を雇用する場合の留意点

### ①外国人労働者の雇用状況の届出（労働施策総合推進法）

外国人労働者を雇用した際、離職した際には、所定の事項をハローワークに届出が必要です。

### ②外国人労働者雇用労務責任者の選任（外国人労働者の雇用指針）

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、選任する必要があります。

### ③外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

外国人技能実習生の受け入れ機関（監理団体や実習実施者）の規制などを定めた法律です。技能実習計画の認定、実習実施者の届出、監理団体の許可、技能実習生の保護に関する禁止行為などが定められています。

### ④不法就労の禁止（出入国管理及び難民認定法）

不法就労は法律で禁止されており、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際には本人が所持する在留カードで在留資格、就労制限の有無、在留期間を確認し、外国人が不法就労しないよう十分注意してください。

# 11 相談窓口一覧

## (外国人技能実習について)

### 外国人技能実習機構 (OTIT) 広島事務所

外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として設置され、技能実習生に対する相談・援助を行います。

〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階  
TEL : 082-207-3123 FAX : 082-207-3125 HP : <https://www.otit.go.jp/>

### (公財) 国際人材協力機構 (JITCO) 広島駐在事務所

外国人技能実習制度の総合支援機関として、セミナー・講習会の開催、個別のご相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、送出機関等の制度関係者をサポートします。また、特定技能の受け入れ支援も行っています。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル5階  
TEL : 082-224-0253 FAX : 082-502-3238 HP : <https://www.jitco.or.jp/>

### 島根県職業能力開発協会

外国人技能実習生を対象とした技能検定(随時試験)を実施しています。

〒690-0048 島根県松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階  
TEL : 0852-23-1755 FAX : 0852-22-3404 HP : <http://www.noukai-shimane.or.jp/>

## (特定技能については☞をご覧ください。)

## (高度外国人材について)

### 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 松江貿易情報センター

中堅・中小企業のみならず海外展開を進める上での選択肢の1つとしての「高度外国人材の活用」について、採用対象の絞り込み、採用活動、在留資格の手続き、採用後の定着・育成と言う段階ごとの情報提供を行います。

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階 しまね海外ビジネスサポートセンター内  
TEL : 0852-27-3121 FAX : 0852-22-4196 HP : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/shimane/>

### 外国人雇用サービスセンター

高度外国人材(日本での就労を希望する外国人留学生、専門的・技術的分野の外国人労働者)に対する就職支援等を行っています。(東京、大阪、名古屋、福岡)求人等については、お近くのハローワークにご相談ください。

HP : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12638.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12638.html)

## (入国管理・在留支援について)

### 広島出入国在留管理局 松江出張所

入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせを受け付けています。

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階  
TEL : 0852-21-3834 FAX : 0852-27-5864 HP : <http://www.immi-moj.go.jp/>  
広島出入国在留管理局 〒730-0012 広島県広島市中区八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 TEL : 082-221-4412(代)

### 外国人在留支援センター FRESC (出入国在留管理庁)

日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する窓口です。

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F  
ナビダイヤル : 0570-011000 HP : <https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

## (外国人労働者の雇用管理について)

### 島根労働局 (外国人雇用管理アドバイザー)

外国人労働者の雇用管理に関する事業主のみならずからの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、的確で効果的な改善案を提示することにより、雇用管理改善のお手伝いをします。

お近くのハローワークへ

## (外国人労働者相談について)

### 厚生労働省 (外国人労働者向け相談ダイヤル・労働条件相談ほっとライン・外国人労働者相談コーナー)

①外国人労働者向け相談ダイヤル 外国人労働者の方からの相談に13言語で対応しています。(通話料がかかります。)

②労働条件相談ほっとライン 外国人労働者の労働条件についての相談に14言語で対応しています。(無料)

①②HP : <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613127.pdf>

③外国人労働者相談コーナー 労働条件等について、外国語で相談いただける窓口はこちらです。開設曜日、開設時間が変更となる場合があります。

島根県 : 中国語 月曜日9:00~16:30 0852-31-1156 ③HP : <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

## (日常生活について)

### (公財) しまね国際センター

外国人住民が安心して過ごせるよう、生活情報を含めた幅広い情報の提供や各種相談を受け付けています。また、外国人住民の方からの相談には、070-3774-9329(相談専用ダイヤル20言語)で対応しています。

〒690-0011 島根県松江市東津田町369番地1  
TEL : 0852-31-5056 FAX : 0852-31-5055 Mail : [admin@sic-info.org](mailto:admin@sic-info.org) HP : <https://www.sic-info.org/>